

依 頼 書

さがみ岡田特許商標事務所
弁理士 岡田 陽之介 殿

私は、さがみ岡田特許商標事務所の WEB サイトにて鑑定/判定サービス（特許）の内容、流れ、料金、個人情報保護方針、その他の留意事項を確認しました。これらに同意し、鑑定/判定サービス（特許）（判定）を申し込みます。

依頼者（判定請求人）	
氏名又は名称 [必須]	
代表者 ※法人の場合	
住所又は居所 [必須]	

担当者	
氏名 [必須]	
住所又は居所 [必須]	
所属先名称	
部署名又は役職名	
電子メールアドレス [必須]	
電話番号 [必須]	
ファクシミリ番号	
連絡方法 [必須]	a. 電子メール b. 電話 c. FAX d. 郵送

* 弊所から電子メールを送信する際の添付ファイルの暗号化をご希望の場合には、パスワードを指定してください。※英数字 4 文字以上

ご希望のパスワード： _____

貴社整理番号：

A. 判定の種別

種別 **[必須]** ※選択してください。

- a. 対象製品(又は方法)は特許発明の技術的範囲に属する、との判定を求める
- b. 対象製品(又は方法)は特許発明の技術的範囲に属しない、との判定を求める

B. 対象特許

1. 特許番号 **[必須]**

特許 第 号

2. 請求項番号 **[必須]** ※判定請求に係る請求項番号を記入してください。複数可

C. 対象製品（又は方法の実施に係る製品）についての説明

1. 対象製品（又は方法の実施に係る製品）の製造元 **[必須]**

(1)氏名又は名称

(2)住所又は居所

2. 対象製品（又は方法の実施に係る製品）の製品名，製品番号，製造番号等 **[必須]**

3. 対象製品（又は方法の実施に係る製品）の技術的特徴 [必須]
(1)構成（部品、材質）
(2)動作（作用、機能）
(3)技術的効果（効能）
4. 対象製品（又は方法の実施に係る製品）を巡る最近の市場における状況 [必須]
5. 自由記入欄

D. その他

判定が必要となった事情 **[必須]**

- a. 警告で
- b. 審判で（事件に係属している場合：異議/無効/訂正 _____ 号）
- c. 訴訟で（事件に係属している場合：令和____年（____）第_____号 _____事件）
- d. 社内で
- e. その他

状況説明 **[必須]**

E. 提出資料についての説明

提出資料 1

(1)資料名

(2)内容

提出資料 2

(1)資料名

(2)内容

--

提出資料3
(1)資料名
(2)内容

提出資料4
(1)資料名
(2)内容

提出資料5
(1)資料名
(2)内容

* 提出資料 6 以降がある場合は、この表をコピー&ペーストして追加し、記入してください。

以上

----- 切り取り -----

留 意 事 項

<判定を請求するにあたって>

(料金)

- ・ご依頼の手続等に応じて当事務所規定の料金が発生すること。
- ・請求書は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。
- ・料金は、支払期限までに指定の銀行口座に請求金額を振り込むこと。振込手数料は依頼者が負担すること。
- ・料金の支払後は、いかなる場合であっても返金されないこと。

(手続書類の原稿作成)

- ・手続書類の作成は、原則として依頼書、その他の提出資料等をもとに当事務所の弁理士が行うこと。但し、当事務所の弁理士が必要と判断した場合には、資料収集を行うことがあること。
- ・当事務所の弁理士から証明書、説明資料等を求められた場合は、速やかに当事務所の弁理士に提出すること。提出できないときは、当事務所の弁理士に相談すること。
- ・原稿の確認依頼があった場合は、回答期限までに速やかに応じること。原稿の確認依頼は、原稿が完成した時、又は訂正された時に、原則として当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。
- ・原稿を確認し、特許庁へ手続を開始してよい場合は、その旨を当事務所の弁理士に回答すること。
- ・原稿を訂正したい場合は、その箇所及び内容を当事務所の弁理士に回答すること。
- ・原稿の確認依頼に対して、特許庁への手続を開始してよい旨の回答をした場合は、特許庁への手続が開始されること。

(その他)

- ・請求人についての変動（氏名・名称の表示変更、住所・居所の表示変更等）があった場合は、速やかに当事務所の弁理士に連絡すること。
- ・依頼人の都合により、代理人の解任、複代理人の選任、代理人の変更をする場合は、速やかに当事務所の弁理士に連絡すること

<判定請求後について>

(判定書の送付)

- ・ 判定の謄本の送達があった場合は、当事務所の弁理士から判定書が送付されること。

(判定請求の代理業務の終了)

- ・ 判定請求の代理業務は、判定書の送付をもって終了すること。

(判定書の効力)

- ・ 判定書は、特許庁の見解として事実上尊重されるが、必ずしも裁判所や特許庁等の判断を拘束するものではないこと。

(判定についての不服申立)

- ・ 請求人は判定について不服を申し立てることはできないこと。

(免責事項)

- ・ 依頼者が判定書に基づいて行った警告等の行為により損害等を被った場合であっても、当事務所の弁理士はいかなる責任も負わないこと。

<その他>

- ・ その他、不明な点は当事務所の弁理士に問い合わせること。

以上